

不利益処分

処分名	原状回復の指示
根拠法令	都市公園法第10条
所管課	都市整備課

1 処分の内容

原状の回復及びその他必要な指示

2 処分の要件

公園管理者以外の者の公園施設の設置および変更若しくは公園管理者以外の者の公園施設の管理および変更若しくは占用許可若しくは変更の許可を受けた者は、公園施設を設け、若しくは管理する期間若しくは都市公園の占用の期間が満了したとき又は公園施設の設置若しくは管理若しくは都市公園の占用を廃止したときは、ただちに、都市公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

3 公園管理者は、公園管理者以外の者の公園施設の設置及び変更許可若しくは占用許可及び変更の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。